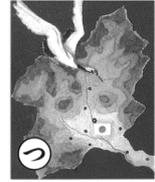




県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年3月31日(月) 号外(第14号)

## 目次

	ページ
<b>病院管理規程</b>	
○群馬県病院局組織規程の一部を改正する規程(経営戦略課)	2
○群馬県病院局職務権限規程の一部を改正する規程(同)	3

■ 病院管理規程

群馬県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
令和七年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県病院管理規程第五号

群馬県病院局組織規程の一部を改正する規程

群馬県病院局組織規程(平成十五年群馬県病院管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「新病院建設準備係」を「新病院建設室」に改め、同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、経営戦略課新病院建設室に新病院建設係を置く。

第四条第四項中「呼吸器科部」を「呼吸器内科部、呼吸器外科部」に改め、同条第六項中「地域医療連携室及び母子保健室」を「及び地域医療連携室」に改める。

第五条第二項中「及び母子保健室」を削り、同項の表がんセンターの部中

呼吸器科部	呼吸器の腫瘍疾患の診療に關すること。
-------	--------------------

を

呼吸器内科部	呼吸器の腫瘍疾患に対する内科学的手法による診療に關すること。
--------	--------------------------------

に

呼吸器外科部	呼吸器の腫瘍疾患に対する外科学的手法による診療に關すること。
--------	--------------------------------

改め、同表小児医療センターの部母子保健室の項を削る。

第六条第一項中「課長を」の下に「、新病院建設室に室長を」を加え、同条第二項

中「新病院建設準備主監」を「技術主監、薬剤主監」に改める。

第七条第五項中「看護師長(総括)」の下に「、電気専門技術員(総括)」を、「

「調理長代理」の下に「、電気専門技術員」を加え、「同母子保健室に室長及び母子保健課長」を削る。

第八条第四項の表中

職	職務内容
看護主監	上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
次長	上司の命を受け、課長等を補佐し、所属職員を指揮監督する。

を

職	職務内容
新病院建設室長	上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
看護主監	上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
技術主監	上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
薬剤主監	上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
次長	上司の命を受け、課長等を補佐し、所属職員を指揮監督する。

改める。

第九条の表中「呼吸器科部長」を「呼吸器内科部長 呼吸器外科部長」に、

調理長代理

主幹(総括)

調理長代理

主幹(総括)

調理長代理

電気専門技術員(総括)

電気専門技術員

主幹(総括)

調理長代理

電気専門技術員

電気専門技術員

主幹(総括)

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

附則

改める。

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

附則

改める。

群馬県病院局職務権限規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和七年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

**群馬県病院管理規程第六号**

**群馬県病院局職務権限規程の一部を改正する規程**

群馬県病院局職務権限規程(平成十五年群馬県病院管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第二条中第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 新病院建設室長 組織規程第六条第一項に規定する新病院建設室長をいう。

2 新病院建設室長は、新病院建設室に係る事務で、別表第四経営戦略課長の項各号に掲げるものについて専決することができる。

**附 則**

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---